## 中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点

現

Ⅲ-4-15 金融機能強化法に関する留意事項

Ⅲ-4-15-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の 措置等

(略)

- (1) 監督上の措置
  - ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
    - イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)
    - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

(新設)

(注) 上記口、に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(中略)

Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-4-15 金融機能強化法に関する留意事項

改

Ⅲ-4-15-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の 措置等

正

(略)

- (1) 監督上の措置
  - ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
    - イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)
    - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

- (注1) 上記口. において、業務粗利益経費率については、 経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。業務改善命令の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。
- (注2) 上記口 に係る業務改善命令が発動された場合は、 翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の 改善が図られていないと認められるときには、原則とし て、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及 びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳 正に対応するものとする。

(中略)

現 行

## V 協同組織金融機関

V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項

V-1-4-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

(1) 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置

金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

- ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
  - イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)
  - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア 業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画 に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利 益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合 には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜 本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策 の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

(新設)

## 改 正 後

## V 協同組織金融機関

Ⅴ-1-4 金融機能強化法に関する留意事項

V-1-4-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

(1) 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置

金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

- ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
  - イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)
  - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア 業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画 に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利 益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合 には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜 本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策 の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

(注1)上記口. において、業務粗利益経費率については、経 営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場 合であっても、機械的には監督上の措置を講じないことと 現 行

する。業務改善命令の必要性の有無を検討するに際して は、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情 に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する 信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されている かどうかなどを十分検証する。

後

正

改

(注)上記口. に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(1)全体注) (略)

②、③ (略)

(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の 増強に関する特別措置に係る監督上の措置

金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

- ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
  - イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)
  - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア 業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画 (注2)上記口. に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(1)全体注) (略)

②、③ (略)

(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の 増強に関する特別措置に係る監督上の措置

金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

- ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置
  - イ.経営強化計画の実施期間中 (略)
  - ロ. 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績(コア 業務純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画 現 行

に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

(新設)

(注)上記口. に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度 以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図 られていないと認められるときは、原則として、当該協同組 織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある 経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求 める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するもの とする。

(①全体注) (略)

②、③ (略)

(以 下 略)

改 正 後

に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

(注1)上記口.において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。業務改善命令の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。

(注2)上記口.に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときは、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(①全体注) (略)

②、③ (略)

(以下略)